

中商工第41号
令和3年1月13日

会員各位

中種子町商工会
会長 八汐満
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について役場ホームページに掲載されています固定資産税の軽減について、多くの方が認識していない可能性があるため、当会では下記のとおり情報提供を致します。対象となる方は、商工会の認定が必要ですので当会までご連絡ください。

記

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少し、厳しい経営環境に直面している中小企業者に対し、令和3年度課税の事業用資産に係る固定資産税の軽減措置が設けられます。認定経営革新等支援機関等(中種子町商工会)の認定を受け、令和3年1月31日までに申請をした方に適用されます。

【軽減対象】

中小企業者等が所有する事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税 (注) 事業用であっても、土地は対象になりません。

【減免率】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入を前年の同期間と比較し、事業収入の減収の程度に応じた減免を適用します。

- ・前年同期比▲30%以上50%未満の場合：2分の1軽減
- ・前年同期比▲50%以上の場合：全額免除

【申告に必要な書類】

- ・商工会の確認を受けた申告書(商工会にあります)
- ・添付書類(コピー可)

令和元年度決算書、令和2年度の対象となる連続する月の売上台帳、
固定資産税課税明細書(6月ごろ役場から送付されたもの)

【申請手続き】

1月29日(金)までに商工会へ 電話 27-0222